



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和4年8月30日(火)  
国土交通省 関東地方整備局  
建政部

## 記者発表資料

### 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社鈴木塗装工務店に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会  
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 おにまる まさき 鬼丸 真希 (内線6141)

課長補佐 わかめだ よしゆき 若目田 芳幸(内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、下記のとおり監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	株式会社鈴木塗装工務店	国土交通大臣許可 (般特-1) 第000473号	鈴木 英之	東京都足立区

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

##### (1) 期間

令和4年9月14日から令和4年9月20日までの7日間

##### (2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における塗装工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1) 「塗装工事業に関する営業」とは、注文者から塗装工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

#### 3. 処分理由

株式会社鈴木塗装工務店は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。  
このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。